

第 7 回「新しい公共」円卓会議 資料

「新しい公共」宣言に対する意見

1) 「新しい公共」の対応と既存の公益法人制度の整合性について

- ・ 公益法人は「新しい公共」が議論される以前、1896（明治 29 年）以来 100 年以上に亘り民間による公益を担ってきた法人で、2008（平成 20 年）の新公益法人制度の施行以降、厳格な審査によって認定を受け、活動している。
- ・ 今回の「新しい公共」宣言に伴う政府の対応案には、認定 NPO に関して一定の条件さえ満たせば寄付優遇を受けられる「仮認定」の導入が検討されているが、究極的には同じ民間による公共活動を目指すにもかかわらず、公益法人には厳しい事前チェックが課されたままでは著しく整合性を欠く。
- ・ また、もしもその結果、公益法人格取得を目指していた団体が面倒な認定を避けて NPO 法人に切り替えるようなことになれば、「新しい公共」によって社会貢献活動が増進したというより、法人格が付け換わっただけ、ということにもなりかねない。
- ・ 「新しい公共」の提言によって、NPO の数が増え、かつ活動が活性化すること望ましいことだが、制度設計と運用に際して、各種の先行制度との整合性を熟慮しなければならない。
- ・ 官・民・企業が協働して「新しい公共」の概念を確立し、それを社会で実効性あるものとして動かすことが本会議の目指すところであるなら、NPO の活性化は、その「成果のひとつ」として表面化するものであろう。
- ・ しかしながら、もしも NPO 認定の数的拡大が目的化してしまうようなことがあれば、また、もしも認定された NPO が、容易になった寄付集めに走って本来のミッションを見失うようなことがあれば、本末転倒である。
- ・ 「支えあいと活気ある社会」を確立するという円卓会議の理念を尊重すれば、真に社会に貢献する活動の本質を見つめ、そこに力を結集するべきだ。

2) PST要件を、寄付者の絶対数で判定する新基準の導入について

- ・ PSTのクリアを容易にするために特定の資金源を利用して、寄付人数で判定する案については、仕組みとしては理解するが、数の拡大が先に立つと「名寄せ」でなく「名拡げ」になってしまう。また、そのことについてのチェックは容易ではない。
- ・ 例えば税の優遇を得ようとする人物や団体がこの制度を悪用することを防ぐのが有効かどうか疑問である。もし、架空の人物のリストを作成した団体があっても、それが「優遇を得るための故意の行為」であることを立証することは実質的に困難だ。
- ・ 制度を論じるとき、「性善説」は全てのケースに対して有効ではないと考える。

3) 「仮認定」実施後の事後チェックについて

- ・ 「仮」とはいえ一度認定され、社会的活動をしている団体の活動をどう評価するのが疑問である。認定が容易になったことに魅力を感じて設立された団体が、きちんと事後活動報告を提出できるのか。認定した側は、その活動をきちんと追跡し、評価を下すことは出来るのか。また、少なからず社会の支持を得て活動中の団体に対して、是正したり認定を取り消したりする根拠をどこに置くのか。「宣言」に対応して全国的に認定が進んだとき、ただでさえ人員不足の地方自治体でこれらのチェック機能を全うできるのか。チェックの作業は、現在の状況でも十分でないのではないのか。

4) 企業と社会貢献

- ・ 現状の企業は更にNPOなどとの連携を図ることが望まれるが、株主などにより説明しやすくするためには現在でも1%クラブなどの仕組みが十分に活用できる。重要なのは経営理念と経営者の信念である。

以上